

市立常磐病院の後継医療機関に対する本市の財政支援について

1 合意内容（要旨）

- 財政支援要望への対応
平成 22 年 4 月 1 日に常磐病院を引継ぐこととし、市は、平成 22 年度に、「(仮称) 常磐病院継承開設費補助金」として 8 億 8 千万円を交付することとする。
- 土地、建物の取り扱い
土地については、当面、市有地部分について無償貸与とするが、一定期間経過後に譲渡する際は有償とする。
建物については、無償譲渡とする。

2 財政支援にあたっての考え方

- 法人は、開設するにあたっては、i) 今後 10 年以上の長期にわたり常磐地区において医療を継続するためには、施設の耐震補強を含め、老朽化した施設の改修・解体が必要であること、ii) 市内の画像診断の拠点施設を目指し、高性能の 128 列 C T スキャンや本県浜通り地方唯一となる P E T / C T の導入など、最新医療機器の整備を計画していること、iii) 近年、増加傾向にある透析治療に対応した透析センターを建設することなど、これらに要する概算経費として総額約 33 億円の投資を計画している。
- 一方、市に対しては、選定委員会で了とされた建物の無償譲渡などを除き、土地代相当分を含めて約 11 億 3 千万円の支援要望がなされているが、市としては、i) 常磐病院の円滑な引継ぎ、ii) 法人の初期の経営安定、iii) 施設の耐震補強を含め、老朽化した施設の改修・解体の必要性、iv) 救急医療については、人員の確保を含め、診療体制のより一層の充実を図ることが求められていること、v) 過去 5 ヶ年平均で年約 5 億円の市一般会計からの常磐病院に対する財政負担をしているという状況、などを総合的に検討した結果、施設の耐震補強、解体及び改修経費（計約 17.4 億円）の 2 分の 1 相当額を基本に、開設資金として、法人に対し 8 億 8 千万円の「(仮称) 常磐病院継承開設費補助金」を交付することとする。
- 土地については、法人は一定期間経過後に無償譲渡を希望しているが、選定委員会の審査結果報告に基づき、譲渡する際には有償とするが、当面は、法人の初期の経営を安定させるため、市有地部分は無償貸与とすることとする。

3 今後の取り組みについて

今般の合意を踏まえ、議員各位のご意見も拝聴しながら、常磐病院職員の意向調査や切れ目のない引継ぎ方法・引継ぎ期間の設定、更には引継ぎ時の病床規模などについて、引き続き、法人と必要な協議・調整を進め、11月中には基本協定を締結することとしております。